

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行について（技術的助言）

平成19年 8月14日

平成28年 1月28日一部改正

広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化を図るため、民間と連携した地域発意の計画に基づき、広域的な経済活動等を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進することを目的として、今般、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）が制定され、平成19年8月6日から施行されました。

法の趣旨に従い、その円滑かつ適正な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、国の考え方、留意点等を示す技術的な助言としてこの通知を発出するものです。

なお、法の施行により創設された特別の措置のうち、広域的な地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等の実施に充てられる交付金については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）に留意して運用されるようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴管内市町村へもこの技術的助言を周知されますようよろしくお願いいたします。

1. 広域活性化計画の作成単位について

広域活性化計画は、都道府県に一つしか作成できないものではなく、目標や観点、対象地域等が異なる複数の活性化施策があれば、都道府県の判断により、それぞれの施策に応じて複数作成することが可能である。

ただし、交付金制度は、計画に記載した複数の事業に対し一括して交付し、都道府県の裁量により個別事業間での自由な充当を可能とするものであることにかんがみ、特定された一つの戦略分野ごとに一の計画を作成すべきであり、総花的な計画を作成し、関連性の薄い事業をまとめるのは、本制度の趣旨に反し、不適切である。

2. 拠点施設の選定及び重点地区の設定について

(1) 拠点施設の選定

広域活性化計画の作成に当たっては、地域活性化を図るために促進すべき広域的特定活動（当該活動が行われる地域外からの広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高い活動）を定め、その拠点となる施設を、地域のまちづくりの将来像、実情、課題等に照らして総合的に判断して定めることとなる。

今後新設することとなる施設を拠点施設として選定する場合は、当該拠点施設の整備の蓋然性に対し十分な吟味が必要となる。また、一つの広域活性化計画において複数箇所の拠点施設を選定することも可能であるが、その際には選択と集中が図られるよう配慮が求められる。

交付金の採択に当たっては、計画の効果・効率性、計画の実現可能性等について評価することとしており、広域的特定活動についても、

- ・広域的地域活性化のために促進すべき活動として妥当か
- ・拠点施設関連基盤施設整備事業の実施により促進すべき活動として適当か
- ・拠点施設の整備、活用等により広域的特定活動が活発に、かつ継続的に行われる見込みが高いか

等について確認することになる。地域の特色ある資源を生かし、人や物の交流を活発にする活動を核とした、地域発意の取組を促すという法の趣旨に合致するものであれば、広く受け止められることとする考えである（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第74号。以下「規則」という。）第1条第5号）。

(2) 重点地区の設定について

重点地区の設定は、広域活性化計画の戦略性が十分に明確となるよう、各計画につき一から数箇所程度に絞り込むべきである。また、重点地区の規模は、地域の特性や立地すべき施設・機能に応じて様々なものが考えられるが、おおむね数ヘクタールから数十ヘクタール程度の、一定の特性・機能が集約された区域となることが想定される。

(3) 拠点施設の選定又は重点地区の設定における留意事項

拠点施設又は重点地区は、主として市街化区域内に選定又は設定されることが想定されるが、例えば、観光施設、市民農園、農業公園、自然体験施設等が拠点施設となる場合には、市街化調整区域内や都市計画区域外に選定又は設定されることもあり得る。

新設又は用途変更による拠点施設の選定又は重点地区の設定が市街化調整区域について行われる場合には、都市計画法による開発許可の見込みについて都道府県又は市町村の開発許可担当部局との間において確認が得られている必要がある。また、拠点施設又は重点地区が農業振興地域と重複する場合、農地、森林、保安林等を含む場合には、農業振興地域制度との整合、農地法による農地転用許可、森林法による林地開発許可及び保安林指定の解除、国有林の活用等の見込みについて、都道府県又は国の関係行政機関の担当部局との間において確認が得られている必要がある。

なお、法第2条第2項各号に規定する拠点施設の整備については、施設の新設のみならず、既存施設の改築等も想定される。

3. 広域活性化計画に記載する事業について

(1) 拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事業

拠点施設関連基盤施設整備事業については、広域的地域活性化のために必要となる社会資本整備事業等を、広域的自治体たる都道府県が一体的に推進することにより一層の高い事業効果を得るという制度趣旨にかんがみ、国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本整備事業等が幅広く対象となっている。

拠点施設関連基盤施設整備事業は、広域的特定活動の拠点である拠点施設との関係から、2つの類型に区分されるので留意されたい。

- ①重点地区の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の

施行に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となる各事業であり、広域的特定活動の活発化のためのいわば条件整備として、重点地区における拠点施設の整備の施行に関連し、あわせて当該施設の機能が適切に発揮されるよう、時間的・物理的に一体となって実施することが必要となる事業（法第2条第3項第1号）

②拠点施設において行われる広域的な経済活動等の活発化に伴って生ずる当該地域への人の移動、物資の輸送に対応するために必要な道路、鉄道、港湾又は空港の各交通施設の整備事業（法第2条第3項第2号）。

①の事業は、拠点施設の整備に関する事業が行われることが前提となり、広域活性化計画に重点地区を設定する必要があるほか、事業実施もおおむね重点地区内で行われることが想定されるのに対し、②の事業は、必ずしも拠点施設の整備に関する事業の施行を前提としないため、重点地区を設定する必要はなく、実施箇所が当該地区にかかわらない点が異なっており、地域の実情、必要性に応じてこれらを適切に組み合わせて活用することが望まれる。

なお、拠点施設関連基盤整備事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第一種事業又は同条第3項に規定する第二種事業に該当する場合は、当該事業が広域活性化計画に位置付けられる際には、同法第27条の規定による公告を終了しているものであり、それ以前に法第19条第2項に規定する交付金の交付の決定はなされないことに留意されたい。

(2) 拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

事業活用調査、社会実験、定住促進事業、NPO法人が実施する地域交流連携活動等のいわゆるソフト事業や、地域交流センター等の関連施設整備等、都道府県の提案に基づく事業を記載することが想定される。これらの事業は、広域活性化計画を作成する都道府県の自由な発意を生かすため、拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等という趣旨に合致する限りにおいて広く認め、具体的な制約を設けないこととする。ただし、このような制度趣旨から、提案事業のみを広域活性化計画に記載し、拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項を記載しないことは想定していない。また、二重補助を排除する観点から、国庫補助事業として実施されている施設整備事業を記載することは不適切である。

なお、提案事業の実施主体の範囲は、法第5条第8項に規定するNPO法人、民法法人のほか、第3セクター、都道府県知事が指定する者等が定められており、民間事業者も対象とすることができる（規則第9条）。

(3) 広域活性化計画の実施に関連する事業等

本制度により実施する事業は、基盤整備を図る上で重要な役割を果たしている既存の直轄事業、補助事業とは相互補完関係にあるため、これらとの連携を深めることが重要である。このため、拠点施設の整備に関する事業、都道府県が交付金を充てて実施する拠点施設関連基盤施設整備事業以外に、広域的な地域活性化のためこれらと密接に関連する国の直轄事業、他の都道府県による関連事業、市町村単独事業等についても、計画の実施に向けての一覧性の確保等の観点から、必要に応じて、これらの事業の実施主体と調整を図りつつ参考的に記載することが望まれる。

4. 他の計画等との調整について

広域活性化計画の作成及び実施に当たっては、広域活性化計画に位置付けられるプロジェクトの内容により、法第5条及び規則第7条に規定する以外の次に掲げる法令に基づく方針・計画等とも調和を図ることが求められる。

- ・ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針及び同法第4条第1項に規定する外客来訪促進計画
- ・ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条第1項に規定する観光圏整備計画
- ・ 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条第1項に規定する観光立国推進基本計画
- ・ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項に規定する土地利用基本計画
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画
- ・ 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第2項に規定する首都圏整備計画
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第72号）第6条第1項に規定する道府県豪雪地帯対策基本計画
- ・ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第2項に規定する近畿圏整備計画
- ・ 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第2項に規定する中部圏開発整備計画
- ・ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第3条第1項に規定する基本指針及び同法第3条の2第1項に規定する基本方針
- ・ 筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第4項に規定する研究学園地区建設計画及び同法第5項に規定する周辺開発地区整備計画
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項に規定する半島振興計画
- ・ 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）第3条第1項に規定する基本方針
- ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第6条第1項に規定する基本計画
- ・ 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第5条第1項に規定する基本方針
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画及び同法第7条の2第1項に規定する森林計画
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第85号）第4条第1項に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画
- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第5号に規定する公園計画
- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）第17条第1項に規定する公害防止計画

5. 関係市町村等との調整について

都道府県は、広域活性化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないこととされている。(法第5条第6項)

これは、広域活性化計画に記載された事業は、地域の状況に精通している関係市町村と連携し、調整を図ることにより、より円滑で効果的な事業の実施が期待されることから、計画作成にあたり、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くことを都道府県に義務づけることとしているものである。また、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針(平成十九年国土交通省告示第七十二号。以下「基本方針」という。)六三(2)「多様な主体の参画及び各種事業等との連携・調整」にかんがみ、関係市町村だけでなく、民間事業者等、その他関係する者の意見を聴取することが望まれる。

なお、国土形成計画(全国計画)において「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めることとしており、意見を聴取するにあたっては、市町村が作成する関係する計画とも調和が図られていることを確認することが望まれる。

6. 広域地方計画協議会について

広域活性化計画の作成及び実施は、隣接する都道府県や国の関係地方行政機関等の施策や事業とも相互に関係する場合が想定され、それらの主体間の調整が確保されることで、より円滑で効果的かつ効率的な実施が図られることが期待される。このため、法において広域地方計画協議会における協議の特例を設け、法に基づく都道府県の施策実施について広域地方計画協議会が必要な協議をすることができることとしたものである。

したがって、法に基づく広域地方計画協議会の協議の特例制度が活用されることを想定しているのは、同協議会の共通認識の醸成の観点からの、①広域地方計画に照らした、広域活性化計画の意義及びその推進の基本的な方向性等に関する協議、②認定事業者から要請があった場合に、民間拠点施設整備事業計画その他の拠点施設等に係る民間事業者の事業計画の意義及びその推進の基本的な方向性についての、関連する広域活性化計画と一体となった協議、③経済産業省が行う企業立地促進施策等の地域活性化関係施策その他の施策との連携に係る基本的な方向性等に関する協議、等である。

一方、①広域活性化計画による拠点施設関連基盤施設整備事業(事業箇所、事業規模、事業期間、施設・設備の仕様等)、②拠点施設関連基盤施設整備事業以外の広域活性化計画の記載事項(計画の目標の設定、重点地区の区域の範囲、拠点施設の範囲等)、③拠点施設関連基盤施設整備事業と併せて実施されるべき他の事業のそれぞれの具体的内容や、④拠点施設関連基盤施設整備事業等の広域活性化計画の実施に際し必要となる許可、認可、確認その他の個別の行政処分等については、これらの事業等に直接関係する当事者間で調整が行われることが通常であると考えられることから、これらに関する提案、要請、確認、調整その他各般の協議が行われることは、想定していない。

7. 広域活性化計画の評価について

広域活性化計画の作成に当たっては、基本方針に示すとおり、計画の実現可能性を事前に評

価し、結果を公表する仕組みとし、客観性・透明性の高い制度運用を図ることが望まれる。

仮に、計画期間終了後の評価を実施した際に、広域活性化計画の実施による効果が十分でないケースがあった場合には、問題点を明らかにするとともに改善策をまとめ、事態の改善に向けて努力することが求められる。また、これらの評価結果と改善策を、今後の本制度の運用に活かしていく考えである。

なお、計画実施の前提として計画の基本的な方向性を示すことは、計画期間終了後に計画の達成状況を明確にする上で有効であることから、地域の実情を踏まえ、法第5条第3項に基づく「広域的域活性化のための基盤整備に関する方針」（以下「基盤整備に関する方針」という。）を定めるよう努めるとともに、計画の実施による効果について客観的な評価を行うため、基盤整備に関する方針に対応してこれを定量化する適切な指標を設定することが望まれる。基盤整備に関する方針及びそれを定量化する指標は、都道府県の裁量と創意工夫で自由に設定するものであるが、戦略的かつ集中的な施策の実施の観点から、都道府県がその区域全体や都道府県の範囲を超えた広域の見地から設定することが望ましく、参考までに以下に示すような例が考えられる。

○基盤整備に関する方針

- ・生産・物流機能強化に関すること
- ・広域観光活性化に関すること
- ・地方中核都市の再生に関すること
- ・都市・農村交流の促進等に関すること

○基盤整備に関する方針を定量化する指標

- ・生産量又は出荷額、就業者数
- ・観光入込客数、施設利用者数
- ・Uターン者数、二地域居住者数等

8. 民間拠点施設整備事業計画の認定について

民間事業者による拠点施設整備事業が法の趣旨にのっとり適切に実施され、地域活性化に寄与するためには、地方公共団体の施策と所要の調整が図られている必要があるほか、拠点施設整備事業の実施される地域及び当該事業の内容によっては都市計画法による開発許可、農地法による農地転用許可、森林法による森林開発許可及び保安林指定の解除等、地方公共団体による処分が必要となるものがあることが想定される。そのような事業については、当該処分の見込みについての確認が得られている必要がある。このため、国土交通大臣が民間拠点施設整備事業計画の認定をするに当たっては、関係地方公共団体の意見を聴取することとしており、関係行政機関は、これらの意見を提出する際には、必要な処分の行われる見込みについて確認されたい。